

豊島区住宅宿泊事業にかかわる条例改正等検討会設置要綱

令和7年9月3日
健康部長決定

(設置)

第1条 豊島区における住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の運営状況及び区内の生活環境等を検討した上で総合的に判断し、豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成30年豊島区条例第23号、以下「条例」という。）の必要に応じた改正等の検討を行うため、豊島区住宅宿泊事業にかかわる条例改正等検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例の改正に関すること。
- (2) その他、条例について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は次の各号に掲げる者で構成し、それぞれ各号に定める人数の範囲内において、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 2名以内
- (2) 区民・区民団体の関係者 2名以内
- (3) 事業者・事業者団体の関係者 2名以内
- (4) 行政機関の職員 2名以内

2 委員の任期は、委嘱又は任命された日からその日の属する年度の末日までとする。

(座長等)

第4条 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 検討会は、区長が招集する。

- 2 検討会には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、健康部生活衛生課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。